

米子市立図書館条例・規則の改正について

1 米子市立図書館条例の改正について

(1) 改正点

ア 開館時間の変更(条例第4条)

勤務形態の見直し等を含め、午前10時～午後6時(8時間)を開館時間とする。

イ 行為の制限について定める(条例17条及び第5,7,8,9条関係)

物品の販売等制限行為について定める。

2 米子市立図書館条例施行規則の改正について

(1) 改正点

ア 利用証の記載事項についての変更届の様式を定める。(規則第7条)

イ 利用証の紛失届の様式を定める。(第8条)

ウ 条例の改正に伴い該当事項について改正する。(第11条及び第12,13条)

3 休館日の変更について(職員課)

全市的な年末年始の休暇の変更に伴い、当館における休館日を変更する。

(1) 現行

1月1日～4日、12月30日、31日

(2) 変更後

1月1日～3日、12月29日～31日